

県南広域振興局長告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年4月30日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻和賀線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町藤根1地割16番4地先から30番2地先まで	新	m 41.2~15.8	m 200.0
	旧	40.7~12.8	200.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- イ 期間 令和3年4月30日から同年5月30日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 後藤野野中線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町藤根1地割16番8地先から79番13地先まで	新	m 27.8~9.8	m 160.3
	旧	19.9~9.8	160.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- イ 期間 令和3年4月30日から同年5月30日まで